

共同募金 小地域福祉活動支援事業 募集要項

対象事業年度：令和2年度

1 目的

赤い羽根共同募金の配分金を財源とし、柏崎市内の町内会が実施する事業に対して助成を行うことを目的とする。

2 助成対象団体

町内会

3 助成対象事業

町内会が地域福祉の推進のために実施する事業。

4 助成対象外事業及び経費

次に掲げるものは、助成の対象としない。

- (1) 町内において伝統的・恒常に実施している事業（さいの神、どんど焼き、夏祭り、納涼会、運動会、忘年会、新年会等）
- (2) 営利活動、政治活動及び宗教活動を目的とする事業
- (3) 公的な補助金又は本助成以外からの助成を受けている事業
- (4) 団体の運営費（人件費及び家賃、光熱費、通信費等）
- (5) その他、助成審査委員会において不適切と認められる事業及び経費

5 助成対象年度

令和2年度事業（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

6 助成基準

(1) 助成額

1事業50,000円を上限とする。

(2) 助成率

総事業費の9割以内で、総事業費の1割以上の自己負担を必要とする。

7 助成の審査

柏崎市共同募金委員会（以下、「当会」という。）助成審査委員会での審査を経て、当会の運営委員会にて助成の可否及び助成金額を決定する。なお、同一団体への継続助成については、連続3年を上限とする。継続して3年間の助成交付を受けた団体は、原則、翌年度の申請をすることは出来ない。

8 応募方法及び助成内定時期

（1）応募方法

「助成申請書」に必要な必要書類を添付し、柏崎市共同募金委員会へ提出する。

（2）申請締切

令和2年1月31日（金）必着

（3）助成内定

当会助成審査委員会で申請内容について審査し、3月初旬に申請団体に通知する。

（4）助成決定

令和2年3月に開催される運営委員会で助成決定し、令和2年5月に開催される助成交付式で目録を贈呈します。

※募金実績額により各団体の助成額が決定するため、内定額と決定額が異なる場合がある。

9 助成対象団体の責務

（1）助成交付を受けた団体は、事業の実施にあたり、「赤い羽根共同募金」の助成を受けて事業を実施することを、広く市民に明示しなければならない。

（2）助成交付を受けた団体は、共同募金運動の趣旨に賛同し、共同募金運動に積極的に参画・推進しなければならない。

（3）助成交付を受けた団体は、事業実施終了後1か月以内又は、当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、必要書類を添えて柏崎市共同募金委員会まで「事業完了報告書」を提出しなければならない。報告がない場合は次年度以降の助成事業の申請を受け付けない。

10 問合せ先

柏崎市共同募金委員会

〒945-0045 柏崎市豊町3番59号 TEL22-1411